

# 広報しまもと記事掲載希望者へのお願い

(平成 27 年 9 月 24 日)

広報しまもとの「みんなのひろば」及び「町・教育委員会の後援事業」欄は、文化・福祉・スポーツ活動等を通じて、住民同士のコミュニティ形成に寄与することを目的に設けています。住民のみなさんが行う行事で趣旨に沿うものは掲載を認めていますが、限られた紙面を有効に使っていただくためにも《みんなのひろば・町・教育委員会の後援事業掲載基準》を作成しています。

掲載を希望される方は、《みんなのひろば、町・教育委員会の後援事業掲載基準》及び「広報しまもと記事掲載のきまり」の《掲載基準》(抜粋)を充分にご理解いただいたうえでお申し込みくださいますようお願いいたします。

《みんなのひろば・町・教育委員会の後援事業掲載基準》  
～掲載基準に反しているものを偽ってお申し込みされた場合は、  
以後の掲載をお断りします～

- 原則として、島本町在住・在勤・在学の方を対象にした行事などに限ります。  
※開催地は、島本町に隣接する市町で行われるものに限りませ
- 企業や法人などが掲載する場合は、町内で開催されるイベントに限ります。  
※企業や法人などが開催する説明会や無料体験会などはイベントには含みません(公共性・公益性の認められる団体はこの限りではない)
- 表題は、紙面の関係上、30文字以内します。
- 記事提出の際は、広報しまもと「みんなのひろば」記事掲載依頼書に記入の上、お申し込みください。  
※町・教育委員会の後援事業については、任意の様式で結構です。ただし、表題を含め、300字以内とします
- 同一団体または同一者による投稿は、1年度間に計4回までです。また、募集から募集の記事掲載は6か月以上の期間をあけてください。
- 営利目的でないことの確認のため、毎月の負担額が2,000円を超える場合は、記事掲載依頼書の他に収支報告を提出してください。
- 申込者の誤記載等によるトラブルに対して、町は責任を負いません。
- 上記に定めのないものは、依頼書を受理し、掲載の可否を別途連絡するものとします。

## 「広報しまもと記事掲載のきまり」

### 《掲載基準》（抜粋）

住民の福祉の向上に資する公共性・公益性の高い広報しまもとを作成するため、次の基準に留意するものとする。

- 1 政治的中立性を維持していること。
  - 政治的中立性を維持するため、政治上の目的をもって行われる政治活動の記事は、町長の政策や考え方などを除き掲載しない。
    - 政治上の目的を持って行われる政治活動以外の記事であっても、町議会議員・国会議員・そのほか地方公共団体の議員（以下、議員など）を講師とする講演会や問い合わせ先が議員などの名前になっているものは、読者から売名行為との疑念を抱かれる恐れがあり、肩書きの有無に関わらず掲載しない。ただし、選挙結果や行政委員の委嘱などに伴う氏名掲載などはこの例外とする。
  - 特定の思想を助長する内容の記事は掲載しない。
    - 特定の思想を助長するもの…当該記事と違う考え方をもった住民が不快な思いをする場合も考えられるため、世論を二分する事案などに対し一方からのみの意見を主張するものや、特定の主義主張が読み取れる記事は掲載しない。
    - （例）〇〇に対して反対する会、〇〇を主張する集会など
- 2 財産権の侵害となるような情報提供を行っていないこと。
- 3 個人情報・プライバシーを漏えいしていないこと。
- 4 著作権を侵害していないこと。
- 5 政教分離に反していないこと。
  - 特定の宗教団体に勧誘するような宗教活動の記事は掲載しない。
- 6 特定の企業を不当に応援していないこと。
  - 本町の魅力や特色などを紹介する目的以外で、特定の企業の特定の商品を紹介するような営利目的の記事は掲載しない。
  - 島本町広報誌広告掲載取扱要綱の規定に従って掲載される有料広告はこの例外とする。
- 7 差別語を使用していないこと。
- 8 そのほか、公の秩序・善良の風俗に反しないこと、読者に疑念をいだかせるおそれがないこと、町が発行する広報の性格になじまないものでないこと。